

対象年度	平成31年度							総合計画実施計画策定及び行政評価シート			
事務事業名	文化芸術基本計画の策定							予算事業名	文化振興事業費		
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	文化芸術基本法，結城市文化芸術条例		
			10	05	07	05	政策経費				
総合計画体系	4未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり(教育・文							事業の区分	主要事業		
	4-4個性豊かな芸術文化の創造（芸術・文化）										
	①芸術文化を楽しむ機会の充実							担当課係等	生涯学習課		
2郷土文化の振興							文化係				
事業期間	継続（平成29年度～平成31年度）										
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】				
平成28年4月1日に施行された「結城市文化芸術基本条例」に基づき，文化芸術の振興に関する基本的な計画を定めることにより，市や市民の果たすべき役割や将来計画を明確化し，市民協働による豊かな市民生活が形成される。							結城市文化芸術条例の施行に伴い，同条例に計画策定が義務付けられている。条例は，本市を含め県内4市（牛久市，つくば市，常総市），隣接の小山市で制定されている。				
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】				
○結城市文化芸術審議会の開催及び運営 ・審議会を設置し，基本計画案の検討を行う。 ○文化芸術基本計画の策定及び周知 ・計画書及び概要版を作成し，市民への配布，周知啓発を図る。							・市 ・市民 ・文化芸術活動を行う団体等				
							【事業をとりまく環境の変化】 少子高齢化や団塊の世代が大量に定年を迎える中で，社会情勢も急激な変化を見せており，日常生活における文化芸術活動は活気あふれる地域社会を形成するうえでも重要である。 条例の制定により，文化振興における基本理念は定められたが，より，具体化した計画を策定することで，更なる文化振興を目指す必要がある				
【平成31年度 事業内容】				【平成32年度 事業内容】				【平成33年度 事業内容】			
・文化芸術審議会の開催 ・基本計画策定				・文化芸術審議会の開催 ・基本計画の進行管理				・文化芸術審議会の開催 ・基本計画の進行管理			

■事業費

		H29年度	H30年度			
財源内訳	国庫支出金	0	0			
	県支出金	0	0			
	地方債	0	0			
	その他	0	0			
	一般財源	120	120			
歳入計（千円）		120	120			
歳出内訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）			
	01 報酬	120	120			
歳出計（千円）（A）		120	120			
伸び率（％）			0.00			
備考	総合計画125ページ 予算書177ページ					

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	審議会の開催回数	回	目標	2.00	3.00	3.00
			実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	基本計画の策定	%	目標	30.00	40.00	50.00
			実績	10.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	条例に規定された計画を策定するものである。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	計画策定においては、市及び市民並びに関係団体を含めた中で計画を検討・策定する予定である。
	手段の妥当性	B どちらとも言えない	文化芸術審議会の外、計画策定委員会の設置が必要になる可能性がある。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	現在の手段が一般的であり、妥当であるが、策定方針の転換により見直しもあり得る。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	対象は全市民であるが、文化芸術に携わる者が利益を得ることになる。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	計画策定に向けて調査している段階である。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	9月以降に審議会の開催を予定している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
計画の策定は、市民や市民団体等の意見を踏まえた中で策定するものであるが、具体性・実効性が高い計画を策定することに留意する必要がある。市及び市民（団体等も含む）の役割を明確化し、市民主体で自主性の高い施策とすることや、現状における市の文化芸術振興に対する施策方針の大きな意識改革が必要である。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
条例や計画を策定するだけでなく、その後の実効性や効果を求めることが重要であり、策定完了後は文化振興事業の中で計画のフォローアップを行い、時代や市民ニーズに即した内容に随時見直しを図ることが重要である。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 結城市文化芸術基本計画に基づき、文化芸術の振興を図るとともに、計画のフォローアップを行い、時代や市民のニーズに即すよう随時見直しををかけ、計画を推進していく。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。